

岐阜女子高等学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 10 月 20 日改定

このいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行の「いじめ防止対策基本法」（以下、「法」という）に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1. いじめの定義

いじめについて、法第 2 条に基づき、次のように定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの態様には次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

2. いじめ防止に関わる基本的な考え方（姿勢）

- ・「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、教職員全員が一丸となり危機感を持って未然防止に努め、組織的に早期発見・早期対応を行う。
- ・教育活動全体を通して、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を全生徒に徹底する。
- ・生徒一人一人を大切にする教職員の意識を高め、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。（改定事項 4）
- ・いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。（改定事項 5）

3. いじめ防止等の対策のための組織

＜法第22条＞

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

この条文に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置する。

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、主幹、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、育友会会長、**スクールカウンセラー（改定事項6）**

(3) 運営

- ・ いじめ未然防止のための年間計画（2回以上のいじめ実態調査を実施）を立案する。
- ・ いじめの早期発見・早期対応を行い、また、重大事態の調査を行う。
- ・ 年2回いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ防止等の対策について協議・検討する。

4. いじめ防止等に関わる取組

- ・ 教育活動全体を通して、全生徒に正しい人権意識を身につけさせる。
- ・ **生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育む。（改定事項8）**
- ・ お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・ 定期的に「いじめ実態調査」を実施し、状況を把握する。
- ・ 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・ 情報モラルに関する指導を実施する。
- ・ 外部機関（警察、子ども相談センター等）との連携を図る。
- ・ 生徒会活動・MSリーダーズ活動における社会奉仕・貢献活動により、社会の一員としての自覚を促す。
- ・ LHRにおける様々な取組により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・ 集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・ 体育祭や文化祭等の学校行事を通して全校及び学年・学級内の協力・協調体制を構築し、他者を尊重する精神を養う。
- ・ 学校生活に関わる様々な規則を守らせることにより、正しい規範意識を身につけさせる。
- ・ **いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について実例（裁判例等）を示し、人権を守ることの重要性等に対する認識を深めさせる。（改定事項7）**
- ・ **年間計画（改定事項3）**
 - 4月 いじめ防止基本方針の説明（入学式後等）・・・ 新入生及び保護者への周知
 - 5月 個別懇談（各担任）・・・ 学校生活等に関わる聞き取り
 - 6月 情報モラル教室・・・ SNSを利用したいじめの防止
 - 7月 第1回いじめ・迷惑調査・・・ いじめ等の早期発見・対処
諸注意・・・ 夏季休業中のいじめを含む問題行動の防止
 - 12月 第2回いじめ・迷惑調査・・・ いじめ等の早期発見・対処
諸注意・・・ 冬季休業中のいじめを含む問題行動の防止
 - 3月 諸注意・・・ 春季休業中のいじめを含む問題行動の防止
- ・ **いじめ早期発見・事案対処マニュアルを定める（別添）（改定事項3）**

5. いじめ事案への対処

(1) いじめ事案発生時・発見時の対応

<法第23条>

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じのおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめ事案発生時・発見時、教職員は速やかにいじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。(改定事項9)

[組織対応]

- ・いじめ防止対策委員会による対応

[対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

[いじめの解消] (改定事項10)

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間以上継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断した場合はこの限りではない。

- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合、事案に応じて外部専門家（スクールカウンセラー等）による面談等により確認するなど適切に対応する。

※ いじめの解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことがいじめの解消となる。

(2)「重大事態」への対応

＜法第28条＞

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。（改定事項12）

〔対応順序〕

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔調査組織の編成〕

- ・いじめ防止対策委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

〔調査における注意事項〕

- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

6. 個人情報の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

※ 心理検査等、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり）、進路調査等

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

(3) 資料の保管（改定事項11）

アンケート（いじめ・迷惑調査を含む）の質問票の原本等の一時資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。